

公 示

下記農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和8年2月24日

水戸市農業委員会会長 笹沼 恭一

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地の所有者等の情報
水戸市藤井町3228	畑	578	富田 わくり（死亡）
水戸市藤井町3229	田	568	富田 わくり（死亡）

農地法第33条第1項：耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定に準用する同法第32条第2項及び第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益を有する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示の日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。